

# 愛知県中学校総合体育大会に関わる参加資格の特例

愛知県中小学校体育連盟

- 1 学校教育法 134 条の各種学校(1 条校以外)、または特別支援学校(中学部)に在籍し、各支所・各支部の予選会に参加を認められた中学生
- 2 地域クラブ活動に所属する中学生
  - (1) 地域クラブ活動に所属し、愛知県中学校総合体育大会に参加を認められた愛知県在住もしくは県内学校に在籍する中学生であること。
  - (2) 愛知県中学校総合体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
    - ① 愛知県中学校総合体育大会の参加を認める条件
      - ア 愛知県中小学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
      - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
      - ウ 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
      - エ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和 7 年 12 月文部科学省発出)に示す、認定要件に準じた活動を実施すること。特に、「適切な活動時間・休養日等の設定」に明記されているように、週 2 日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は 1 日 2 時間程度以内、休日は 1 日 3 時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。
      - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは愛知県中学校総合体育大会を主催する県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で愛知県中小学校体育連盟に登録していること。
      - カ 愛知県中小学校体育連盟の関わる全ての大会等において、競技役員や審判等、運営上必要な事項に協力すること。
      - キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
    - ② 愛知県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
      - ア 愛知県中学校総合体育大会実施要項を守り、出場する競技種目の競技別実施要項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
      - イ 愛知県中学校総合体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
      - ウ 愛知県中学校総合体育大会開催に関する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
      - エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は 1 チームのみとする(複数のチームの参加はできない)
      - オ 地域クラブ活動として支所・支部大会から参加する場合、団体の主な活動場所からの参加を原則とする。
    - ③ 参加を認めない場合
      - ア 愛知県中小学校総合体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※ 1 この特例は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

付記(令和 6 年 2 月 13 日改訂)(令和 8 年 2 月 17 日改訂)

※ 2 この特例は、運動部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※ 3 この特例は、今後も検討を続けていく。